# 電子的診療情報連携体制・整備加算に係る掲示

当院では、保険証に紐付けされたマイナンバーカード（マイナ保険証）を用いて
医療情報を取得できる資格確認システムを整備しております。
マイナンバーカードを利用して医療DXを推進する為の体制として、下記の項目に取り組んでいます。

○オンライン資格確認システムにより取得した診療情報（薬剤情報・特定健診情報等）
を、診察室等において医師等が閲覧または活用する体制を有しており、その情報を
取得・活用することで、質の高い医療の提供に努めています。

○オンライン請求を実施しています。

○マイナ保険証の利用について、案内・掲示を行っております。

○厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、下記の診療点数を算定いたします。

【電子的診療情報連携体制整備加算3】
・初診時（1ヶ月に１回）　4点

【電子的診療情報連携体制整備加算】
・再診時（1ヶ月に１回）　2点
・初診時　９点　（マイナ保険証のご利用の有無に関わらず算定）

正確な情報を取得・活用するために、マイナ保険証によるオンライン資格確認にご理解・ご協力
のほど、よろしくお願いいたします。

2026年6月1日